

◎◎電子証明書に関するよくある質問◎◎

Q. 1 電子証明書とは何か。

A. 1 電子証明書とは、電子証明を実印とした場合の印鑑証明書に相当するものであり、事業所の身元を証明する身分証明書のことです。

電子証明書により、事業所からのインターネット請求が真に名義人によってなされたものであるかを確認し、情報が送信途中で改ざんされていないことを証明します。

電子証明書を取得されないと、請求の作成・送信及び通知文書の取得はできません。

Q. 2 電子証明書を取得するにはどのようにしたらよいか。

A. 2 事業所が Microsoft Edge または Google Chrome から「電子請求受付システム総合窓口」を検索し、ログインした上で発行申請を行っていただく必要があります。

電子請求受付システム総合窓口

介護保険の請求はこちら

障害者総合支援の請求はこちら

代理人情報/代理人証明書の申請はこちら

ここをクリックし、

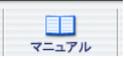
ログイン

を押下してログインを行ってください。

【新規取得の手順】

電子証明書を新規に取得する場合の手順については、電子請求受付システムをログインした後に  から「電子請求受付システム導入マニュアル(事業所編)」を取得し、「3.2.電子証明書の取得」を参照してください。

【更新の手順】

電子証明書を更新する場合の手順については、電子請求受付システムにログインした後に  から「電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)」を取得し、「3.7.2 電子証明書を更新する」を参照してください。

○注意事項○

発行申請をされただけでは、請求の作成・送信及び通知文書の取得はできません。
必ず電子証明書のダウンロード・インストールを行ってください。

- ① 電子証明書が発行されると、ログイン後の  に「証明書発行完了通知」が届きます。
- ② ①が届いたら、 から発行申請時に使用した証明書発行用パスワードを用いて、パソコンへ電子証明書をダウンロード・インストールしてください。

Q. 3 電子証明書の発行申請、ダウンロード・インストールするときの証明書発行用パスワードがわからない。

A. 3 証明書発行用パスワードは、事業所開設時に国保連合会から郵送する「電子請求登録結果に関するお知らせ」(テストID(TJ から始まるID)が記載されているもの)に記載されています。

電子請求登録結果に関するお知らせ

〇〇〇事業所 殿 令和〇年〇月〇日

山口県国民健康保険団体連合会

障害福祉サービス費等の電子請求に関し、下記のとおり登録いたしましたので、ご連絡いたします。

事業所番号	3500000000	
住所		
事業所名	〇〇〇事業所	
テストID	TJ3500000000	
(仮)パスワード		
証明書発行用パスワード		
備考		

※証明書発行用パスワードは、証明書の発行申請の際だけでなく、ダウンロード・インストール時や更新申請の際にも使用するため、大切に保管してください。

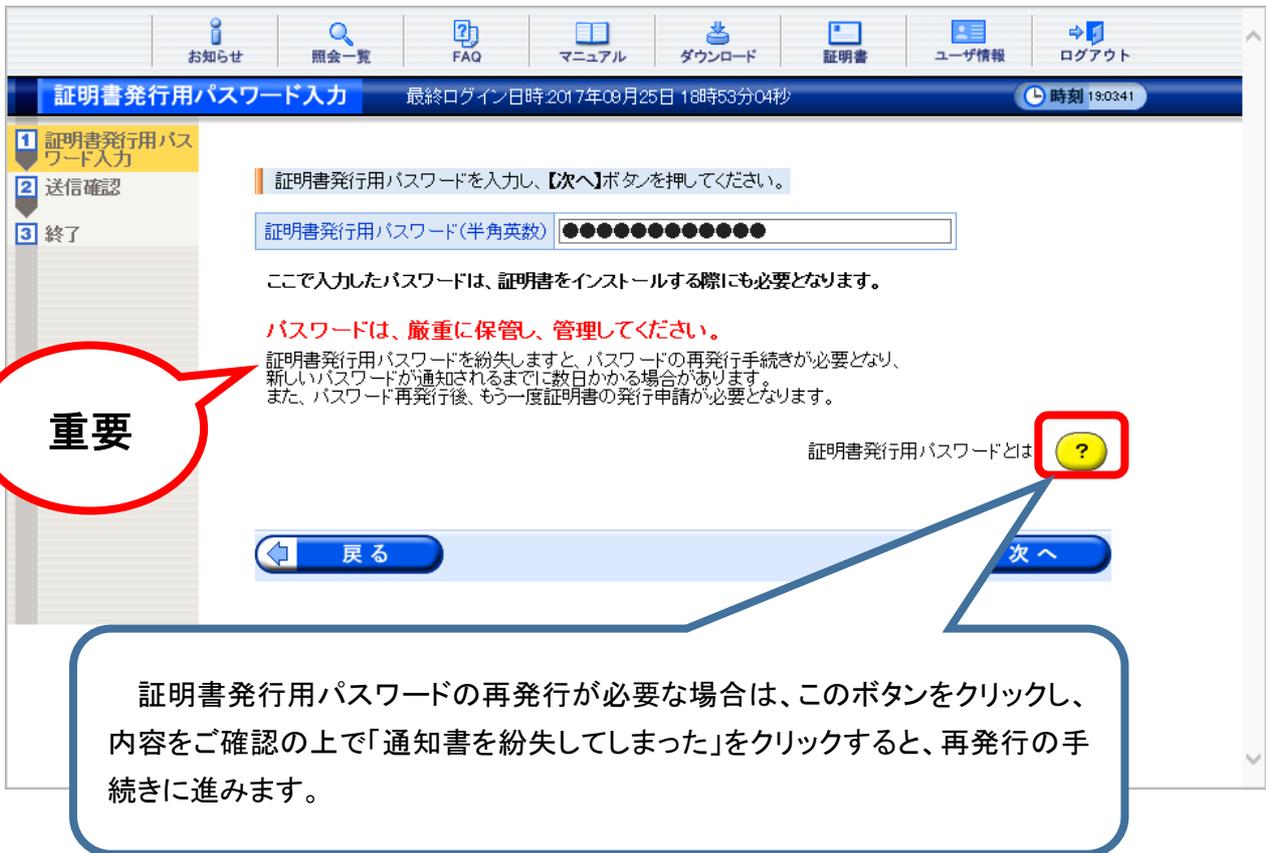
Q. 4 証明書発行用パスワードを紛失してしまった。

A. 4 連合会から郵送した Q. 3の帳票を紛失し、電子証明書の発行申請及びインストールを行うことができなくなってしまった場合、再発行の必要があります。

まずは、Q. 3の帳票がお手元にあるか確認してください。お手元にある場合は再発行の必要はありません。

【再発行の手順】

証明書発行用パスワードの再発行を行う手順については、電子請求受付システムにログインした後、 から「電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)」を取得し、「3.7.4 証明書発行用パスワード再発行」を参照してください。



証明書発行用パスワード入力

最終ログイン日時 2017年09月25日 18時53分04秒

時刻 19:03:41

1 証明書発行用パスワード入力

2 送信確認

3 終了

証明書発行用パスワードを入力し、【次へ】ボタンを押してください。

証明書発行用パスワード(半角英数) ●●●●●●●●●●●●●●●●

ここで入力したパスワードは、証明書をインストールする際にも必要となります。

パスワードは、厳重に保管し、管理してください。

証明書発行用パスワードを紛失しますと、パスワードの再発行手続きが必要となり、新しいパスワードが通知されるまでに数日かかる場合があります。また、パスワード再発行後、もう一度証明書の発行申請が必要となります。

証明書発行用パスワードとは ?

戻る 次へ

重要

証明書発行用パスワードの再発行が必要な場合は、このボタンをクリックし、内容をご確認の上で「通知書を紛失してしまった」をクリックすると、再発行の手続きに進みます。

Q. 5 電子証明書の有効期限が近づき、「証明書有効期限切れ事前通知」というお知らせが届いたがどうしたらよいか。

A. 5 電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。「証明書有効期限切れ事前通知」というお知らせは、電子証明書の有効終了年月日の90日前に通知されます。通知を確認後、期日までに更新申請を行ってください。

更新申請後に発行された電子証明書の有効期間は、更新申請を行った日からではなく、現在の電子証明書の有効終了年月日の翌日から3年間となりますので、早期申請により有効期間の重複といった不利が生じることはありません。

→電子証明書を更新する手順については、

「Q. 2 電子証明書を取得するにはどのようにしたらよいか。」をご参照ください。

Q. 6 電子証明書の有効期間が過ぎてしまい、請求情報を送信した際に、「付与された証明書を検証した結果、証明書エラーになりました。」というエラーが発生するがどうしたらよいか。

A. 6 有効期間を過ぎてしまった場合、新規に電子証明書を取得する必要があります。

更新が可能な期間は、電子証明書の有効終了年月日の90日前から有効終了年月日までであり、有効期間を過ぎてしまっている場合は「更新」ができないため「新規」の取得となります。

→新規に電子証明書を取得する手順については、

「Q. 2 電子証明書を取得するにはどのようにしたらよいか。」をご参照ください。

Q. 7 電子証明書の発行手数料とその支払方法について知りたい。

A. 7 発行手数料及び支払方法は、下表をご参照ください。

請求者	手数料	支払方法
①障害福祉サービス事業所等が請求する場合 (HJ から始まる ID)	7,800 円	相殺
②複数の障害福祉サービス事業所等を代理人として請求する場合 (HD から始まる ID) (障害者総合支援証明書)	7,800 円	振込
③障害福祉サービス事業所等及び介護事業所の両方を代理人請求として請求する場合 (HD から始まる ID) (介護・障害共通証明書)	13,900 円	相殺 もしくは 振込

Q. 8 パソコンの買い換え等を行った場合やパソコンを初期化した場合、電子証明書はどうしたらよいか。

A. 8 請求情報を送信するためには、新しいパソコン等に電子証明書を再度ダウンロード・インストールする必要があります。

旧パソコン等に有効期間の残っている電子証明書が存在する場合は、新しいパソコン等に再度ダウンロード・インストールを行えば、新たに発行申請手続きの必要はありません。

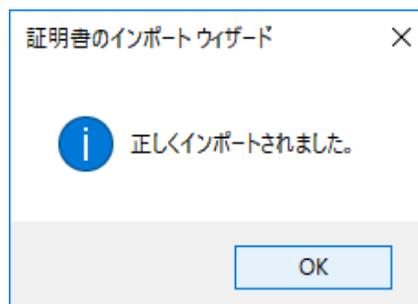
【ダウンロード・インストールの手順】

電子証明書のダウンロード・インストールの手順については、電子請求受付システムをログインした後に  から「電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)」を取得し、「3.7.3. 電子証明書を再度ダウンロード・インストールする」を参照してください。

Q. 9 電子証明書が正しくインストールされているか確認したい。

A. 9 電子証明書は、紙ベースでの確認はできません。(「Q. 1 電子証明書とは何か。」参照)

電子証明書のダウンロード・インストールを行った際、最後に



といったポップが表示されれば、パソコンに正しくインストールされています。